

令和 2 年 4 月 3 日
あきる野市感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症対策における
市立学校の教育活動について

感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐため、下記のとおり決定した。

記

1 あきる野市立学校における教育活動について

(1) 4月6日(月)から10日(金)までの間の学校行事等(小・中学校入学式、始業式及び授業)については、実施する。

※小・中学校入学式、始業式については、感染症対策を講じた上、規模縮小・時間短縮して実施する。

※授業については、午前中のみの実施とし、給食の配食は行わない。

(2) 令和2年4月13日(月)から5月6日(水)までの間を臨時休業期間(休校)とする。

※ただし、別途、登校日を設ける。

※登校日:4月8日(水)から10日(金)までの3日間、翌週(4月13日(月)の週)以降は、週1回登校するよう設定(曜日については、各学校で検討中)

(3) 令和2年5月6日(水)までの間、学校給食の配食は行わない。